

沖縄県立芸術大学社会連携室設置要項

(平成 29 年 3 月 23 日評議会決定)

(設置)

第 1 条 地域社会の活性化に貢献できる大学を目指し、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）の社会貢献活動の情報を集約し、発信するとともに、地域社会や産官学をつなぐ窓口として社会連携室を設置する。

(業務)

第 2 条 社会連携室は、貢献活動に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会貢献活動の基本方針に関すること。
- (2) 社会貢献活動の推進に関すること。
- (3) 社会貢献活動の集約・発信に関すること。
- (4) 地域、産官からの社会貢献活動の問い合わせ、相談に関すること。
- (5) その他社会貢献活動の総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 社会連携室に室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、広報委員会副委員長をもって充てる。

3 副室長は、総務課長、教務学生課長をもって充てる。

4 室員は、美術工芸学部企画広報委員長、音楽学部渉外企画室長、附属研究所企画広報担当、事務局総務課、教務学生課の各部局担当職員及び附属図書・芸術資料館の職員をもって充てる。

(事務処理)

第 4 条 社会貢献活動に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、社会連携室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。